

議案第50号

損害賠償額の決定及び和解について（追認）

次に掲げる日時及び場所で発生した、相手方に損害を与えた事故に関し、相手方と山都町との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年3月6日提出

山都町長 坂本 靖也

- 1 事故発生日時 令和6年7月1日 13時頃
- 2 事故発生場所 山都町鶴ケ田424番地前町道
- 3 和解の相手方 個人
- 4 事故の概要 上記日時場所において、町道設置のカーブミラーが強風で折れ、車体に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 154,000円
- 6 和解事項 今後いかなる事情が発生いたしましても双方とも異議の申し立てをしないこと
- 7 和解日 令和6年7月19日

（提案理由）

上記和解及び損害賠償額の決定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に該当し、議会の議決に付すべきところ、これを経ずして損害賠償の額を決定し和解したため、議会の追認を求める必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。